

トレンド提言

「平成」から「令和」の時代へ — 国民の課題について考える —

日本国憲法及び皇室典範特例法により天皇は生前退位となった。これにともなう諸行事が4月30日～5月1日にかけて行われた。

年号も「平成」から「令和」となった。

退位礼正殿の儀〈4月30日午後5時～〉

- 天皇、皇后が皇居宮殿の松の間に



- 剣と璽、国璽、御璽が侍従によって机の上に置かれる



- 首相が国民代表の辞

(首相は内閣を代表するものではあるが国民を代表する立場ではない。

国民を代表するのは国権の最高機関である国会というのが憲法の定めるところである。従って国会を代表して議長が相応しいものだった)



- 天皇の「おことば」

【退位礼正殿の儀の天皇陛下のおことば】(全文)

こんにち

今日をもち、天皇としての務めを終えることになりました。

ただ今、国民を代表して、安倍内閣総理大臣の述べられた言葉に、深く謝意を表します。

即位から30年、これまでの天皇としての務めを、国民への深い信頼と敬愛をもって行い得たことは、幸せなことでした。象徴としての私を受け入れ、支えてくれた国民に、心から感謝します。

あす明日から始まる新しい令和の時代が、平和で実り多くあることを、皇后と共に心から願い、ここに我が国と世界の人々の安寧と幸せを祈ります。

三種の神器は、皇位のしるしとして代々引き継がれてきた。古事記や日本書記が伝えるてんそんこうりん天孫降臨の神話に結びついており、あまてらすおおみかみ天照大神がニギノミコトに授けたなどとされている。剣と璽のほか、もうひとつの鏡は、皇居の宮中三殿のうち天照大神がまつられているかしこころ賢所に置かれている。

(三種の神器の正式名称) 「八咫鏡」^{やたのかがみ} 「天叢雲劍」^{あまのむらくものつるぎ} 「八坂瓊曲玉」^{やさかにのまがたま}

ちなみに実物が公開されたことはない。天皇家の固有の宝とされる。

(三種の神器が安置されている場所)

	本 体	かた しろ 形 代
劍	熱田神社 (名古屋市)	皇居 御所・劍璽の間
璽 (曲玉)	皇居 御所・劍璽の間	——
鏡	伊勢神宮 (三重県伊勢市)	皇居 賢所

劍璽等承継の儀〈5月1日午前10時半〜〉 令和時代となる

●新天皇が松の間に



●皇嗣ら男性皇族が両脇に並ぶ



●劍と璽、国璽、御璽が天皇の前の机の上に置かれる



●新天皇が退出

【朝見の儀 天皇陛下のおことば】 (全文)

日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより、ここに皇位を継承しました。

この身に負った重責を思うと肅然たる思いがします。

顧みれば、上皇陛下には御即位より、三十年以上の長きにわたり、世界の平和と国民の幸せを願われ、いかなる時も国民と苦楽を共にされながら、その強い御心を御自身のお姿でお示しになりつつ、一つ一つのお務めに真摯に取り組んでこられました。上皇陛下がお示しになった象徴としてのお姿に心からの敬意と感謝を申し上げます。

ここに、皇位を継承するに当たり、上皇陛下のこれまでの歩みに深く思いを致し、また、歴代の天皇のなさりようを心にとどめ、自己の研鑽に励むとともに、常に国民を思い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します。

以上みた諸行事については「おことば」は象徴天皇としての国事行為といえるが、その他の儀式については神話を起源とする宗教色が強い。

政府は国会の論議もなくこれらの行事を「前例踏襲」として国事行為とし、

国費負担とした。これでは憲法の定める「政教分離」に反するのではないだろうか。つまり、天皇を現人神あらひとがみとする戦前の体制を支えたのが、国家と宗教が一体となる国家神道という仕組みだった。その反省にたって、憲法に政教分離規定が盛り込まれている趣旨である。

○国民の反応・言動

・マスコミの異常な報道

天皇退位をめぐっては伊勢神宮への報告、「改元」という出来ごとがあった。この間の報道は天皇自身が「人間宣言」による言動をされているにもかかわらず、戦後生まれの報道陣はこぞって異常なまでの敬語を使用し、神格化しているとみられた。

旧憲法下における天皇を頂点とした「倫理」を説いた「教育勅語」の浸透は130年余を経た今日においても引き継がれているのだろうか。

・国民感情

天皇はバイニング夫人や小泉信三氏らの教育により、日本の侵略戦争の過ち、平和と民主主義の尊さを学んでこられた。皇太子時代を含めると、海外訪問50カ国、特に日本の侵略戦争の激戦地（ペリリュー島、サイパン島など）被災地を訪ね、現地の遺族の人々に誠意と慈愛の心をもって接しられた。

英国やオランダなど天皇の戦争責任論者の意見を受けとめ、日本国憲法の象徴天皇の役割を究め、世界平和に尽力された。

国内でも沖縄、広島を再三にわたって訪ね、戦争の惨禍について被災者に寄り添ってきた。皇后美智子さまの国民の目線に立った言動も好感を持たれた。

ただ、各種の行動で天皇と接する人の中には「有難さ」の感情の中に「神」との出会いにも似たものが見える。ここには旧憲法下における統治権の総監者と「臣民」の関係を想起させるものがある。

ちなみに、日本国憲法制定時に金森徳次郎国務大臣は次のとおり国会答弁をしている。

——『万世一系の天皇を主権者とする国家体制としての「国体」は変更されたが、「天皇を憧れの中心として国民がつながり、国が存在する」という意味の「国体」は変わっていない』

このことは今日においても神道を重んじる人々の底流に根強くあるとみられる。

・一般参賀

5月4日、新天皇の一般参賀が行われた。参加した人は14万1130人と報じられた。このような大勢の人が整然と集まることはめずらしいことだ。

大祝賀行事へは自然発生的に参集したのだろうか。全国の旅行社などの勧奨があったようだ。サンプルを紹介したい。

新しい時代の幕分けを記念する旅へ
新元号『令和』記念 一日限りの特別バスツアー

祝 新天皇ご即位 皇居一般参賀
& 上野アメ横商店街散策ツアー

新たな時代到来に新天皇陛下の御姿を拝する経験は、一生に一度の思い出。
一般参賀の後には、お菓子、生鮮食品や雑貨などありとあらゆる商品の並ぶ
上野アメ横商店街散策をお楽しみください。

設定日
5月
4
土曜日

是非この機会をお見逃しなく！

旅行代金 5,800円
添乗員同行します

■行程 (日帰り)
電王駅北口(5:00発)→甲府駅北口→石和=

「山梨交通(株)トラベル事業部」のチラシ

参加された人の思いはさまざまだったと推測される。およそ次のように考えられる。

- ◇天皇、皇后を国民とは別格と信じ「有難がる人」
- ◇天皇、皇后を人気スター的に観る人
- ◇上皇（前天皇）の国民の幸せと世界の平和を願うスタンスを新天皇にも期待する人

日本国民に求められるもの

象徴天皇について正しく理解したい

◇「象徴天皇」が世界（連合国）に認められたことについて

- ・連合国（米国、英国、ソ連邦、中華民国、オーストラリア、フランス、オランダ）は天皇に戦争責任ありとし、天皇制を憲法上認めることに反対。
一方、日本政府は何としても天皇制（国体）を認めることを主張。
- ・連合国最高責任者のダグラス・マッカーサーは日本の**安定的統治のためには旧憲法下とは性格を異にする天皇制は必要と判断したことは大きな要因**（前記金森国務大臣の答弁参照）。
- ・日本政府とGHQ協議の末、「**象徴天皇制**」（第1条）、「**天皇の権能の制限**（国政に関する権能有しない）」（第4条）と併せて「**戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認**」（**平和主義・第9条**）がセットされ、難産の末、生み出された。
- ・この提案は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を決意した」（**世界への宣言、公約**）ことにより連合国側は承認したとされる。

- #### ◇上皇、天皇陛下は「おことば」にみられるように「**憲法にのっとり象徴天皇の役割**」を果たしておられる。同時に「**世界の平和を切に希望する**」と強調されている。このことは上皇、**天皇が憲法成立の経過、戦争の惨禍と当時の天皇に対する責任追及をめぐる歴史を踏まえている**ことに他ならない。 国民は上皇の象徴天皇としての行動を理解することが求められている。

◇天皇を神格化しないこと

「有難い存在」→「天皇陛下万歳」→「**名誉の戦死**」という歴史を再現してはならない。

◇天皇、天皇制を利用しないこと

- ・天皇の名において**侵略戦争を断行した勢力、部下を弾圧した軍幹部。思想信条の自由、人権を奪った権力があつたことを学びたいもの**だ。
- ・今般の一般参賀にみられるような**天皇、元号キャンペーンによる利益至上主義**

の流れもいかなものだろうか。

- ・元号が「令和」となり、まんじゅうやせんべいに焼印を入れ縁起担ぎをする商売繁盛のアイデアは喜ばしい。居酒屋で乾杯が増えるのも楽しいことだ。

平和経済が持続的に活性化し発展する契機としたい。

各国の反応も概ねこうした流れとみられる。

マスコミは新元号「令和」ブームを惹起しているが、何のため、誰のためなのか釈然としない。冷静に歴史が内外に及ぼす影響を見詰めてほしい。かつての戦争を扇動したのは大マスコミだった。その責任に時効はない。

◇平和社会の維持発展

前天皇（上皇）並びに天皇はこぞっておことばで世界の平和を祈念している。

令和の時代では戦争の体験なく、戦争の惨禍を知らない人たちが多くなる。国民はあらためて平和の尊さを自覚しなければならない。

最近の具体例：丸山穂高衆院議員の北方領土返還に関し「戦争で……」と発言。「北方領土」の歴史を知らないばかりか、何よりも憲法遵守義務に真っ向から違反する国会議員が厳然といるのが現実なのだ。

このような人物を選出した有権者の責任も見逃せない。